

労働基準関係法令違反に係る公表事案

三重労働局

最終更新日：令和4年11月22日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
薮信剛税理士事務所	三重県四日市市	R4. 3. 10	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第44条	労働者5名に、1年間健康診断を実施しなかったもの。	R4. 3. 10送検
錦大敷（株）	三重県度会郡大紀町	R4. 3. 23	労働安全衛生法第40条 労働安全衛生施行令第12条	つり上げ荷重が25トンの移動式クレーンを、検査証の有効期間が切れたまま、労働者に使用させたもの。	R4. 3. 23送検
希望産業（有）	三重県四日市市	R4. 4. 22	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	産業廃棄物の中間処理場で、ドラグ・ショベルによる作業中、労働者を危険が生ずる箇所に立ち入らせたもの。	R4. 4. 22送検
マルアイユニティー（株） 亀山事業所	三重県亀山市	R4. 11. 4	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの。	R4. 11. 4送検
（株）カワセ土木	愛知県名古屋市 中川区	R4. 11. 9	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第157条	高さ約2.7メートルの宅盤の端で、車両系建設機械による作業を行わせる際、誘導者を配置しなかったもの。	R4. 11. 9送検
（株）まつさかフードビジネスサポート	三重県松阪市	R4. 11. 18	最低賃金法第4条	労働者5名に、2か月間の定期賃金約123万円を支払わなかったもの。	R4. 11. 18送検